

○経済産業省告示第十七号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年能登半島地震に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年二月二十日
 令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 経済産業大臣 齋藤 健

（対象者）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。

（延長後の満了日）

第二条 前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

別表

| 特定権利利益 | 対象者 | 延長後の満了日 |
|--|---|-----------|
| 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第五十七条第一項の登録又は同法第五十九条第一項の特定権利利益 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第九十九号）第二十九条第一項の認定又は同法第三十二条第一項の認定の更新により付与された特定権利利益 情報処理の促進に関する法律（昭和十五年法律第九十号）第十五条第一項の登録により付与された特定権利利益 情報処理の促進に関する法律第三十一条の認定又は同法第三十二条第一項の更新により付与された特定権利利益 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和十五年法律第九十六号）第三条又は第四項の登録により付与された特定権利利益 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第四条第一項の講習の課程の修了により付与された特定権利利益 | 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に特定権利利益に係る試験所を有する者 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者 | 令和六年六月三十日 |

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の指定により付与された特定権利利益
 計量法第七十六条第一項の承認により付与された特定権利利益
 計量法第一百七十七条第一項の指定により付与された特定権利利益
 計量法第二百一十一条の二の認定により付与された特定権利利益
 計量法第四百四十三条第一項の登録により付与された特定権利利益

計量法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器の検定利益
 計量法第七十五条第二項の装置検査証印により付与された特定権利利益
 計量法第九十六条第一項（同法第九十一条第三項において準用する場合を含む）の表示により付与された特定権利利益
 計量法第四十一条の三の検定検査証印により付与された特定権利利益

計量法第九十六条第一項（同法第九十一条第三項において準用する場合を含む）の表示により付与された特定権利利益
 計量法第四十一条の三の検定検査証印により付与された特定権利利益
 計量法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器の検定利益
 計量法第七十五条第二項の装置検査証印により付与された特定権利利益

中小企業等経営強化法（平成二十一年法律第十八号）第三十一条第二項の認定又は同法第三十一条第一項の認定の更新により付与された特定権利利益
 中小企業等経営強化法第四十三条第二項の認定又は同法第四十三条第一項の認定の更新により付与された特定権利利益

中小企業等経営強化法第四十三条第二項の認定又は同法第四十三条第一項の認定の更新により付与された特定権利利益
 中小企業診断士の登録等及び試験業務に関する規則（平成二十一年令第九）第二号に係る特定権利利益

中小企業診断士の登録等及び試験業務に関する規則（平成二十一年令第九）第二号に係る特定権利利益

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者
 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第二十一条の区域に住する者

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>定第驗中 権二小 利に関 の再業 益登規 録断 の士 申第 請十 に六 係条 る第 一及 項び 特項 試</p> | <p>権第驗中 利一に 益号小 の関業 再再断 開開士 の規規 申第 請十 に二 係条 る第 一及 項び 特項 試</p> | <p>定の登驗中 更て録に 新準又は 利登用す 益録する に同令 より同第 付令九 与第条 さ四第 れ二第 た一第 た一第 特項一 おの試</p> | |
| | | <p>有災た害令 す同に和 る法際六 者生第二 市条災能 町第害登 村一救半 の一助島 区項法地 域にが震 に規適に 住用よ 所定さ をる災</p> | <p>もし項び又 の第試は者 は一驗中 は登号に係 養規する 成定規 課す断 程る士 を養第 修成二 了課条 し録 程第 た一 若及</p> |
| | | | |